

○西ノ島町土砂災害被災者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、土砂被害を受けた住家等敷地で復旧作業を行う場合において、他事業での救済を受けられない被災者に対し、二次災害の防止及び被害を受けた住民の早期の生活再建を図るため、予算の範囲内で西ノ島町土砂災害被災者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、西ノ島町補助金等交付規則（昭和 59 年 9 月 29 日西ノ島町規則第 12 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂被害 台風、大雨、強風、地震その他異常な自然現象により発生したがけ崩れ、地すべり、土石流、河川氾濫等による土砂等の住家等敷地への流入をいう。
- (2) 住家等敷地 日常生活の用に供している建物又はその用に供することができる建物（以下「住家等」という。）と一体として利用している敷地及び付帯施設をいう。
- (3) 付帯施設 住家等の敷地内にある非住家等の施設をいう。
- (4) 土砂等 土砂、石、岩、樹木等をいう。
- (5) 業者 業務として土砂被害により発生した土砂等を撤去及び適正に処分するものをいう。

(補助金の対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、土砂被害を受けた住家等敷地又はその周辺の土地を所有し、又は管理する者であって、自己の責任において費用を負担し業者に発注する者であって、町長が認めるものとする。

(交付対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は次の各号にあげるものとする。ただし、1 件につき 5 万以上のものに限る。

- (1) 土砂等の撤去（土砂等が住家等敷地に流入している場合に限る）
- (2) 住家等敷地に隣接する斜面崩壊の応急処置

2 交付対象者は、前項の規定する土砂撤去等を業者に委託する、又は事業者から重機等を借上げて実施するものとする。

(補助金額)

第 5 条 補助の金額は、前条に規定する交付対象事業により、別表に基づき算出した額において、町長が定める。

(補助回数)

第 6 条 補助金の交付は、1 土砂被害箇所において、交付対象者 1 人当たり 1 事業限りとする。この場合において、同一住家等敷地等において複数の交付対象者がいるときは、当該補助金の交付は、当該交付対象者のうち 1 人に限るものとする。

(補助金の申請等)

第7条 交付対象者は、被害発生後2ヶ月以内に、土砂災害被災者支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 被災した住家等敷地の位置図
- (2) 土砂等の撤去等作業前状況が確認できる写真
- (3) 見積書等の事業が確認できる書類

2 交付対象者は、土砂等の撤去完了後に前項の申請を行うときは、前項第3号の書類に替えて次に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

- (1) 土砂等の撤去代金等の領収書の写し等、業者に発注したことが確認できる書類。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書及び現地を確認し、補助金の交付対象となると認めるときは、土砂災害被災者支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定は、必要に応じて条件を付するものとする

(補助金の変更)

第9条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、土砂災害被災者支援補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに、土砂災害被災者支援補助金実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 土砂等の撤去代金等の領収書の写し
- (2) 作業中、完了後の写真

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、土砂災害被災者支援補助金請求書(様式第5号、以下「請求書」という。)により補助金を町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	補助率又は限度額	備考
・土砂等の撤去 ・斜面崩壊の応急処置	交付対象と認められた経費の2分の1以内とし、200千円を限度額とする。	1千円未満の端数は切り捨てるものとする。